

駐留軍用地特措法に基づく裁決申請等について (普天間飛行場及び那覇港湾施設)

- 1 沖縄県に所在する米軍施設・区域内の民公有地については、土地所有者と賃貸借契約を締結の上使用することを基本と考え、常々、合意が得られるよう努めているところであるが、土地所有者から賃貸借契約の合意が得られない土地については、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用しています。
- 2 現在、同法による裁決に基づき使用している米軍施設・区域の一部土地のうち、普天間飛行場及び那覇港湾施設については、平成28年2月29日に沖縄県収用委員会の裁決で定められた使用期間(4年)が満了します。
- 3 これら土地は、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がありますが、その使用について、土地所有者の方々との賃貸借契約の合意が得られる見込みがないことから、当局は、平成26年8月以降、駐留軍用地特措法に基づく使用権原を取得するための手続を進めているところであります。
- 4 本日、所要の準備が整ったことから、同法に基づき、沖縄県収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行いました。

手続対象土地の概要

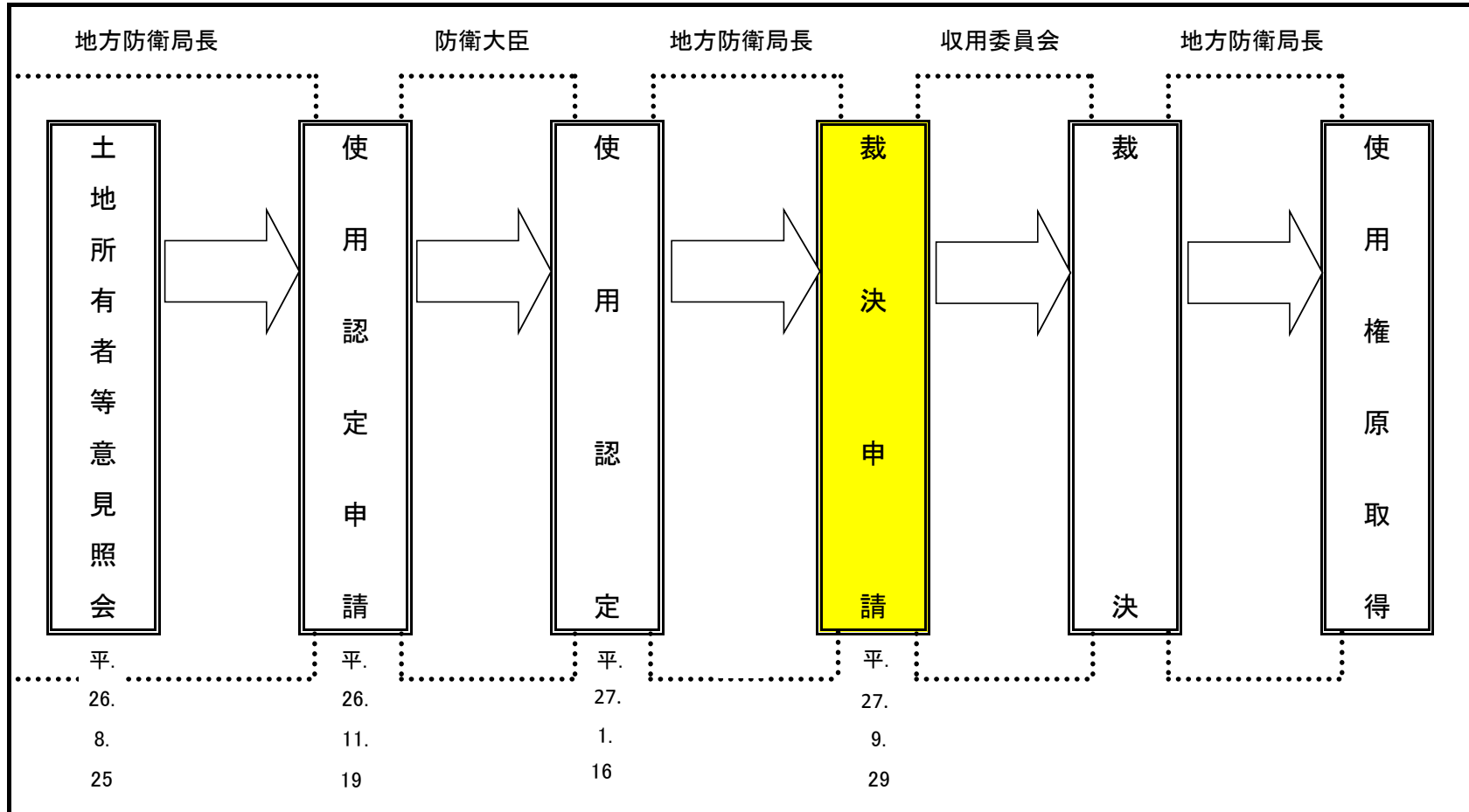
施設名	所有者数(名)	筆数(筆)	面積(m ²)
普天間飛行場	867 (848)	17 (1)	15,093 (67)
那覇港湾施設	6	2	263
計2施設	873 (848)	19 (1)	15,356 (67)

※ 1 ()内は、いわゆる「一坪共有運動」が行われている土地に係るもので内数である。
2 面積については、1m²未満を四捨五入により整理している。

- 添付書類： 1 駐留軍用地特措法手続等概略図
2 駐留軍用地特措法第14条により適用される土地収用法【読替後】(抄)

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課用地調整室
勝連 盛幸、林 敏憲
098-921-8131 (内線 481、483)

駐留軍用地特措法手続等概略図



駐留軍用地特措法第14条により適用される土地収用法【読替後】

(抄)

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 地方防衛局長は、土地等の使用又は収用の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 略

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 略

2 略

3 明渡裁決は、地方防衛局長、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 略